

事業法人通信

平成29年 4月15日

作成・監修
朝日税理士法人

～平成29年度税制改正③～

平成29年度税制改正内容について概説する。当Noは平成29年度税制改正の主な項目の概要③(研究開発税制の見直し)について記載する。

(ポイント)

- ・ 総額型の税額控除率が現行:8~10%⇒改正:6~10%(2年間は6~14%)
- ・ 中小企業技術基盤強化税制の税額控除率が現行:12%⇒改正:2年間は12~17%
- ・ 上乗せ措置のうち、増加型は平成29年3月31日をもって廃止
- ・ 上乗せ措置のうち、高水準型は適用期限が平成31年3月31日まで2年延長
- ・ 試験研究費の範囲に新たなサービス開発のために要する一定の費用が追加
- ・ 適用時期は平成29年4月1日以降開始事業年度

1. 研究開発税制の見直しの概要

研究開発税制について見直しがされる。①総額型の税額控除率は6%から10%となる(2年間は6%から14%)。中小企業技術基盤強化税制の税額控除率は12%から17%となる。また、上乗せ措置のうちの増加型はこの3月で廃止され、高水準型は適用期限を2年延長される。また、試験研究費の範囲に新たなサービス開発に要する費用が追加される。

項目	現行		改正	
試験研究費の総額に係る税額控除(総額型)	試験研究費割合	控除率	増減割合	控除率
	10%以上	10%	5%超	9%+(増減割合-5%)×0.3 ※上限10%(2年間は14%)
	10%未満	(試験研究費割合×0.2)+8%	△25%以上5%以下	9%-(5%-増減割合)×0.1
	試験研究費の額		△25%未満	6%
	試験研究費割合 = _____		(試験研究費の額-比較試験研究費の額)	
	平均売上金額 (当期含む4年間の売上金額の年平均額)		増減割合 = _____	
			比較試験研究費の額	
上乗せ措置	<p>◆増加型の上乗せ 増加試験研究費の額×5~30%</p> <p>◆高水準型の上乗せ (試験研究費の額-平均売上金額×10%)×(試験研究費割合-10%)×0.2</p> <p>上記のいずれかを選択適用 ただし、法人税額×10%が限度</p>		<p>◆増加型の上乗せ 廃止</p> <p>◆高水準型の上乗せ 現行と同じ</p> <p>◆高水準型の上乗せに代えて 総額型の控除限度額25%に法人税額×(試験研究費割合-10%)×2の上乗せ 上限10%</p>	

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

～平成29年度税制改正③～

2. 主な改正内容

以下に主な改正内容を記載する。適用時期は平成29年4月1日以降開始事業年度である。

(主な改正内容)

項目	現行	改正
中小企業技術基盤強化税制	<ul style="list-style-type: none">◆税額控除限度額(次のいずれか小さい額) (1)試験研究費の額×12% (2)法人税額×25%	<ul style="list-style-type: none">試験研究費の増加割合が5%超の場合(2年間の時限措置)◆税額控除額(次のいずれか小さい額) (1)試験研究費の額×{12%+(増加割合-5%)×0.3} 上限17% (2)法人税額×(25%+10%) ※高水準型との選択適用
試験研究費の範囲	<ul style="list-style-type: none">◆試験研究費の額 製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する原材料費、人件費及び経費のほか、他の者に試験研究を委託するために支払う費用などの額 ただし、試験研究に充てるために他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額	<ul style="list-style-type: none">◆試験研究費の範囲に、『対価を得て提供する新たな役務の開発の試験研究のために要する一定の費用』を追加
特別試験研究費に係る税額控除 (オープンイノベーション型)	<ul style="list-style-type: none">◆特別試験研究費 試験研究費の額のうち、国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学または中小企業者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権の設定または許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究などに係る試験研究費の額	<ul style="list-style-type: none">◆原材料、人件費、旅費、経費及び外注費に限定されていた「共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用で自己が負担するもの」の限定が廃止◆契約変更前に支出した費用が、その契約に係るものであることが明らかで、支出日と契約変更日が同一事業年度内の場合には、特別試験研究費の対象◆その事業年度における特別試験研究費であることの相手方による確認について、費用の明細と領収証等との突合不要

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

コラム:実務家のひとこと

(組織再編税制:スピンオフ税制、適格要件見直し)

平成29年度税制改正では、少数株主から強制的に株式取得し完全子法人化する、全部取得条項付種類株式の端数処理等の「スクイーズアウト」を組織再編税制に含め、株式交換と同様の取扱いとする。税制非適格の場合、対象法人は資産の時価評価対象になり、税制適格は連結納税の開始・加入に伴う資産の時価評価対象から除外、欠損金の持込みも可能となる。時価評価の対象から簿価1,000万円未満の資産を除外、非適格の場合でも「自己創設のれん」の時価評価が不要となり、連結納税制度の導入等を促進する要因とありそうである。当該改正は平成29年10月1日以後に行われる組織再編に適用される。スクイーズアウトとしては合併と株式交換があるが、金銭交付を行えば原則 非適格となり資産の時価評価等が生じ、実務上、全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理、株式売渡請求によるスクイーズアウトが用いられている。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。